

No.	発言者	該当節	資料1 該当頁	意見	区分	反映
「第1章 基本計画の改定に当たって」について						
1	石井山会長	第2節	1	<ul style="list-style-type: none"> 現状の計画は「県がNPOを見る視点」で書かれている印象で、県民の立場（「自分の生き方にとって計画がどう意味を持つか」）から見ると、分かりにくい部分がある。 人生には大きく二つの移行期がある。学校生活から職業生活への移行、第一次職業生活から第二の生活への移行（定年退職後など）であるが、これらの前に「自分を活かせる場やチャンネル」を知ることが重要。プロボノ活動などは、現役時代から社会との繋がりを作ることで、第二の生活での活躍の幅を広げる例となる。 また、現行の記述は「NPOが人材を必要としている視点」が強い。県民目線では「働きながらでもNPOに関わる生き方がある」ということを伝える方が重要。中学生・高校生にも理解できる形で示すべき。 学校・地域・NPOの連携の現状について、過去10年で、地域・学校連携の形が変化している。探求学習のノウハウ不足から、NPOが高校に入り込む事例が増加している。東北では福島の動きが顕著、宮城でも微弱ながら着実に動きがある。計画では、どの分野に重点を置くかを戦略的に示すことが必要。 上記について、計画冒頭で、県民目線での生き方や可能性の提示を簡単に示すと良い。「この計画は県民一人ひとりの可能性を広げるものである」という誘い方が望ましい。 	R7.8.1 委員会意見	「誰もが主体的に地域社会に参画し、県民一人ひとりが持つ力や可能性を最大限に発揮できる環境を整えることを目指して、」を追記。
2	石井山会長	第4節	2	国際化が進展している状況を踏まえると和暦ではなく、西暦表示がいいのではないか。	WG意見	計画全体で西暦表示に修正。
3	佐々木委員	第5節	2	計画の冒頭から「NPO」などの用語が出てくるが、初めて読む人には分かりにくい。「NPO」、「中間支援」など専門用語に、巻末用語集や客注を付ける必要があるのではないか。	R7.8.1 委員会意見	脚注を追記。
4	佐々木委員	第5節	3	<p>「(4) 行政や企業等から独立した意思決定をしている」</p> <p>この表現の場合、行政や企業が主で市民が従である補完体制とも解釈しそこねないため。「対等なパートナーシップ」とテイストを合致させるため「相互に補完」という表現の一致が望ましいと考えた。</p>	後日追加意見	「と相互に補完しながら、」を追記。
5	石井山会長	第5節	3	NPO定義の扱いについて、「利益の分配を追求しない」→「利益の分配を目的としない」への変更は、協同組合やワーカーズコープなど重要な存在を排除する可能性があり懸念。NPOの定義は社会的に広く認知されている最大公約数的なものであり、変更には十分な理由と慎重な議論が必要。	R7.8.1 委員会意見	「利益の分配を追求しない組織である」に修正。
6	佐々木委員	第5節	4	計画では対象範囲を団体としているが、個人で活動する人や団体設立準備中の人も増えている。ボランティアやプロボノも記載されることから、個人の活動をどのように位置付けるかを明確にすべき。	R7.8.1 委員会意見	計画の対象に個人を追記。
7	高浦委員	第5節	4	NPO定義で、一般財団法人が記載されていないが、一般財団法人は一定の存在感があり、県内にも活動団体があるため記載が必要。また、「公益法人」とまとめよりも、一般社団法人と並べて一般財団法人も明記した方が適切。	R7.8.1 委員会意見	一般財団法人を追記。
「第2章 NPOを取り巻く現状と課題」について						
8	石井山会長	第1節	5~8	項目の記載順序について、検討が必要ではないか。	WG意見	記載順序を修正。
9	石井山会長	第1節	5~8	<ul style="list-style-type: none"> 「2 社会の多様化と市民意識の変化」は全項目に関わる内容で、独立した項目には馴染まない。 「7 大規模災害・感染症等に対する意識の高まり」は性質が異なる事象なので分けて論じるべき。 全国的なNPOを取り巻く状況を示すなら、国際情勢も盛り込む必要がある。戦争や地政学リスク、移民増加や外国人との共生といった要素が近年重要になっている。 	R7.8.1 委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> 「社会的・公益的な活動の担い手の広がり」と「信頼性・説明責任への関心の高まり」に統合して記載。 「大規模災害に対する意識の高まり」と「感染症拡大によるリスクの顕在化」に分割。 「国際情勢の変化と地域社会への影響」を追記。
10	堀川委員	第2節	8	プロボノはまだ理解が進んでいない現状があり、定義をもう少し詳しく記載すべき。プロボノは、単なる社会人のボランティアではなく、中長期計画の策定やウェブサイトの構築、情報発信、人材育成など、専門的知識を活かして組織基盤を強化する活動と捉えているが、そのような具体例を記載することで、参加意欲や協力依頼につながる。	R7.8.1 委員会意見	脚注を追記。

No.	発言者	該当節	資料1 該当頁	意見	区分	反映
11	中川委員	第2節	9	<p>「1 東日本大震災からの復興とNPO」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『復興』という表現には違和感があり、『伝承・防災』へ重点を移すべき。また、東日本大震災最大の被災地である宮城県だからこそ、得られた教訓や繋がりを伝承する必要がある。 ・防災は行政だけでなく、県民同士の共助が重要。NPOはその主体として期待されている。 ・「東日本大震災からの復興とNPO」のタイトルは「今後の防災・伝承の取り組み」に改めるのが望ましい。先日の津波警報時に地域で課題が露呈し、震災経験を十分に活かせていない実感があった。 ・「命を守る」活動は非営利活動と強く親和性があり、宮城ならではの計画要素として盛り込むべき。 	R7.8.1 委員会意見	「1 東日本大震災の伝承と今後の防災の取組」に更新。
12	高浦委員	第2節	9	「1 東日本大震災からの復興とNPO」に『震災の伝承』というキーワードを加えるべき。若い世代の語り部育成など、担い手の多様化とも関連する。復興や心のケアは続いているが、今後は災害の知見を伝承していくことの比重が重要で、本県NPOの特徴・価値として、震災の教訓を全国に発信していく視点を盛り込むべき。	R7.8.1 委員会意見	「加えて、震災の経験と教訓を次世代へ伝えるための『震災の伝承』にも取り組み、被災の実態や支援活動の記録を残すことで、防災・減災意識の向上や地域の防災力強化に貢献しています。」を追記。
13	青木副会長	第4節	31	第5次計画は「説明責任と情報公開」、第6次計画素案は「説明責任と情報発信の強化」と表記が変わっている。『情報公開』と『情報発信』は異なる概念であり、混同して扱うのは不適切。NPO法では、NPO自らが情報を公開することを制度として位置付けているため、単に『発信』とまとめてしまうと、NPO法に込められた情報公開の意義が薄まる懸念がある。	R7.8.1 委員会意見	項目名を「6 説明責任と情報公開の推進」に更新。本文を「説明責任の重要性を認識し、積極的に情報公開・情報発信を行うことが求められています。」に更新。
14	渡邊委員	第4節	32	<ul style="list-style-type: none"> ・「助成金・補助金への依存傾向」という表現には抵抗がある。助成金・補助金を事業拡大や発展のブースターとして活用する団体も多い。言い回しの変更を希望。 ・「ファンドレイジングのノウハウ習得」と記載されているが、ファンドレイジングとは何か、ノウハウとは何かが明示されていない。読者が理解できる文章になっているか検討が必要。 	R7.8.1 委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「助成金・補助金を主な財源とするNPOもある中で、」に更新。 ・脚注を追記。

「第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等」について

15	佐々木委員	第1節	34	企業や大学・教育機関との連携や担い手育成の推進にあたっては5W1H(なぜ、誰が、何を、どのように、など)を明確にすべきかどうかを考えたい。この働きかけの主体に県が含まれる場合、環境生活部や共同参画社会推進課の裁量で、産業系や教育系の部局へどれだけの働きかけが行えるか、考えたい。	後日追加意見	-
16	中川委員	第1節	34	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻で語り部や企業の体験から学ぶことは、人生やキャリアの選択において主体性・自律性を育む。「レール人生」ではなく「ボルダリング人生」のように、踏み出す経験は重要である。 ・体験や非営利活動を通じて、「先輩がかっこいいから自分もやりたい」と主体性を促す。生涯学習として大学生や若者にも価値がある。 	R7.8.1 委員会意見	「自主的な参加につなげていく」を追記。
17	五十嵐委員	第1節	35	「NPOのデジタル化の推進」という項目タイトルが曖昧で、「NPO活動におけるデジタル利活用の推進」や「NPO活動へのデジタル化の取り入れ」といった表現などではどうか。	R7.8.1 委員会意見	「7 NPOの活動におけるデジタル活用の推進」に修正。
18	高浦委員	第2節	36	<p>学校・地域・NPOが深く結びつくことで、地域活性化や次世代育成につながっている。基本理念で「多彩」という言葉がキーワードとして使用されている。「多彩」は色々な意味を含むが、やや漠然としている。</p> <p>「セクターを超えた社会参画による」や「越境的な社会参画による」といった表現に置き換えることで、より具体的でポイントが明確になる。「越境学習」の概念を活用し、企業のプロボノや他団体での経験を通じた学びを示すと良い。</p>	R7.8.1 委員会意見	基本理念を「NPOと多様な主体が互いを知りあい、学びあい、信頼をはぐくみ、垣根を越えた協働にあふれた参画型社会を目指す。」に更新。

「第4章 施策と事業」について

19	渡邊委員	第1節	39	<p>「(4) 多様化する寄附を活用した活動資金確保の支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体によってふるさと納税の考え方を変える動きが出てる。遺贈寄附なども含め、多様な寄附の形が存在する。 ・民間企業が助成金を出す際には大きな努力が伴うが、そのことはあまり知られていない。社会貢献の意志がある中で、NPO側の活用方法が不十分と見られる雰囲気があるのは一つの課題。 ・認定を取得しても必ずしも寄附が集まるわけではない。多様な寄附の現状を計画に具体的に書き込むことで、次回の計画に活かせる。 	R7.8.1 委員会意見	脚注を追記。
20	渡邊委員	第1節	42	認定NPO制度については課題の指摘のみで対応策が書かれていない。認定の維持には事務作業や制度理解、人材確保などの課題がある。新制度の検討や可能性を示す表現があると、より前向きで柔軟な印象になる。同じ文言が毎回繰り返されており、消極的な印象を受けるため、見直しを検討してほしい。	R7.8.1 委員会意見	「既に認定を受けたNPOが安定的に活動を継続できるよう必要な支援を行い、認定の継続を支援します。」を追記。

No.	発言者	該当節	資料1 該当頁	意見	区分	反映
21	佐々木委員	第2節	43	<p>（4）大学等の学術研究機関との連携の促進</p> <p>大学の持つ研究機関やその成果、エビデンスは非常に貴重な資源となる。特に県内の大学では、大学近隣の地域（概ね立地する市町村）についての地域研究やフィールドワークなどの地域参画も盛んに行われている。一方で大学の立地・設置のない市町村はその恩恵を被ることが難しく、中間支援組織や公的NPO支援施設同様に、NPO支援の地域格差の課題にこれもまたつながる。今後は大学のない市町村にも、大学の研究成果や学生の学びの場をどうつなげていくかが肝要と考える。</p>	後日追加意見	-
22	中川委員	第1節	43	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の災害ボランティア事例のように、他県や海外から宮城県のNPO活動についての問い合わせがあったときにしっかり答えられるようにするべき。 ・支援や施策が形式的にならず、現場で実効性を持つ形で落とし込む必要がある。計画は紙上だけでなく、具体的な施策として現場で活かせる内容にすることが重要である。中間支援組織が十分機能すれば、地域のNPO活動や提案の質も向上する。 	R7.8.1 委員会意見	中間支援施設等の機能強化については、「第4章 施策と事業／第2節 基本方針2 NPOの活動を促進する体制の整備／2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化」に記載済み。
23	青木副会長	第2節	44	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域間格差」の表現について、言葉の意味が幅広く、抽象的に感じられる。支援環境を特定する場合は、もう少し分かりやすく具体的に記述すべき。 ・物理的にどう解消するのか、計画内でどの程度焦点を置くのかが不明瞭。市町村や他機関との連携、地域資源の減少を逆転させる取り組みも存在する。 ・現状の記述は、格差のマイナス面が強調されすぎている印象。「地域の実情に応じた持続可能な支援」を目指す表現など、前向きな視点を盛り込むと良い。 	R7.8.1 委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・P36本文の「NPO支援の地域間格差の解消」を「県内各地域におけるNPO支援体制の充実」に修正。 ・P44項目名を「（3）各地域におけるNPO支援体制の充実」に更新し、それに合わせて本文を更新。
24	石井山会長			<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい状況にある地域への支援強化を、計画内で具体的に示す必要がある。 ・経験上、NPOが多い地域とそうでない地域では、補助金の応募数や資料の精練度に差がある。支援方法の一例として、申請書作成に慣れていない地域のNPO向けに、理解しやすい申請書作成のトレーニング機会を設けるなど。 ・中間支援組織との連携が強調されているが、その先にある地域格差克服の課題にどう対応するかも重要。具体的な施策のイメージについて、ワーキンググループ内でアイデアを出し合いたい。 		
25	布田委員			地域格差解消の具体策として、ICTなどのツールを活用して、地域を超えたコミュニケーションを容易にすることが可能。また、これまで施設での支援が中心だったが、地域の方々のもとへ出向く支援（アウトリーチ）が今後ますます重要になる。		
26	布田委員	第2節	45	基本計画改定への市民・関係者参画について、現在は委員会で議論して作成されているが、より多くのNPOや市民の意見を反映できる仕組みが望ましい。パブリックコメントだけでなく、意見交換会や地域での交流会などで改定に関わる機会を設けることが有効である。基本計画の進行管理・見直しの箇所や政策立案への参画の箇所に、こうした参画の仕組みや方針を明記すると良い。	R7.8.1 委員会意見	政策立案への参画など、協働の推進については、「第4章 施策と事業／第2節 基本方針2 NPOの活動を促進する体制の整備／3 NPOと行政との協働の推進」に記載済み。
27	青木副会長	第2節	46	<ul style="list-style-type: none"> ・「④協働しやすい環境づくり」にある『行政とNPOの協働マニュアルを活用する』とあるが、計画内で単に活用と記載するだけではいいのか。改定も視野に入れた表現にするか。 ・改定する場合、関係者が参画し、価値観や認識の擦り合わせを行なながら意見を反映して作ることが重要である。県職員だけで完結させず、現状に合った内容を共同で作成することが望ましい。振り返りや社会状況の変化を踏まえ、未来に向けた協働のツールを開発する観点が必要である。 ・また、「マニュアル」という表現が適切か再考の余地があること、「共に作る」という姿勢を示す素材として価値がある。 	R7.8.1 委員会意見	計画に記載はしないが、今後改定作業を行う。
28	石井山会長			20年前に作られた「行政とNPOの協働マニュアル」について、他地域（愛知・名古屋など）では指定管理者制度や地域委託の拡大に伴い、大幅にアップデートされている。法制度の変化地方自治法の改正により「指定地域協働団体」などの新しい枠組みが登場。法制度や地域の実情に応じてマニュアルの更新が必要である。県とNPOだけでなく、市町村との関係も踏まえた議論が重要。	R7.8.1 委員会意見	
29	布田委員	第2節	46	<p>協働マニュアルが古くなっていることに加え、県の民間非営利活動促進条例についても改正に向けた議論を始める必要がある。基本計画にこうした改正の検討や方向性を何らかの形で明記すると良い。</p> <p>＜石井山会長＞</p> <p>現行条例は古いためアップデートが必要だが、改定によって逆に県民・市民の参加が阻害される場合もある。条例改定の効果や影響を丁寧に検討する必要がある。具体的にどの部分をどう変えるべきかを、まずはワーキングなどで検討することが望ましい。</p>	R7.8.1 委員会意見	計画には反映しないこととする。
30	五十嵐委員	第2節	47	宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設管理運営計画の運営の基本コンセプトも踏まえた記載を行うべきではないか。	WG意見	「多様な主体と世代を結び、交流と活力を創造し、NPOの新たな可能性を広げます。」を追記。

No.	発言者	該当節	資料1 該当頁	意見	区分	反映
31	石井山会長	第2節	47	今回の計画は、初めて新施設の内容に深く関わる。計画ではデジタル活用が柱として強調されているが、デジタルコミュニケーション（ZoomやGoogle Chromeなど）は場所がなくても可能であり、個人宅でも繋がれるため、新設されるプラザなどの拠点だからこそできる活動は何か、という点をさらに深く論じる必要がある。	R7.8.1 委員会意見	「さらに情報収集・発信力及びNPOの活動の研究・学習の場としての機能を強化していきます。」を追記。
32	五十嵐委員	第2節	47	「（3）あらゆるツールを駆使した情報発信」 (1)、(2)が複合施設での具体的活動を示しているのに対し、(3)は情報発信のみの記述で内容が薄い。複合施設と密接に関連する「みやぎNPO情報ネット」の役割や期待が十分に示されていない。将来的に「みやぎNPO情報ネット」を通じて会議室予約なども可能になることを含め、情報発信と施設活用の連携について追記すると良い。	R7.8.1 委員会意見	項目名を「（3）複合施設と連携した情報発信」に更新し、それに合わせて本文を更新。
33	石井山会長	第2節	48	計画全体で県民にどのようなサービスを提供するかという視点が貫かれておりそれは重要であるが、拠点としての役割の強調が不足している。県に一つしかないセンター・拠点としての役割は、膨大な県民向けサービスよりも、他自治体や全国、場合によっては全世界との窓口、他県NPOとの交流・協議の場という「拠点性」が重要である。国内外の交流による価値向上、阪神・淡路大震災後の神戸の事例や東日本大震災を契機とした制度整備を参考に、全国・全世界の関係者と交流し、互いの価値を高める施策が必要である。拠点性や国内外交流による価値向上を具体的な施策として計画に盛り込むことを希望。	R7.8.1 委員会意見	「（3）地域を越えた国内外交流の推進」を追記。
34	堀川委員	第3節	49	「施策の柱4」にある「（1）マッチング、（2）普及」は順序が逆で、「普及→マッチング」とすべき。	R7.8.1 委員会意見	記載順序を修正。

「第5章 基本計画を推進するための体制づくり」について

35	佐々木委員	第1～4節	52	第1節から第4節に該当する主体とあまり近くない一般の市民や県民と本計画を推進するための体制づくりはどのように考えるか。 実施例：オレンジリボンやフードロスゼロ月間に習ったキャンペーン等 →仮称「みやぎNPOデイ」「みやぎNPOウイーク」を設置して本計画=NPO活動の理解につながるようなイベントやワークショップ、または掲示物や配布物など。発行物に関しては人気アニメ、人気ゲームとのコラボなどポピュラリティも考慮。	後日追加意見	-
36	渡邊委員	第4節	53	計画見直しの際に、前期の達成状況や課題、コロナ禍などの状況を整理・共有するプロセスが必要である。計画に基づくアクションや取り組みがどうだったかを確認・振り返るプロセスを組み込み、次の計画策定に活かすべきである。また、多くのNPO現場関係者が基本計画の存在をほとんど知らないため、計画を周知し各セクターが関わるきっかけや理解につなげる仕組みが必要である。 周知と振り返りを通じて、NPOが計画を理解し自発的に関わるような仕組みを作ることが望ましい。 ＜石井山会長から＞ 日常的なチェックは行っているが、計画策定におけるPDCAのプロセスは明瞭ではない。委員からの意見を、基本計画の「進行管理と見直し」の部分に取り入れる工夫が望ましい。また、計画を広く周知し、誰もがPDCAを実行できる状況を作ることが重要である。	R7.8.1 委員会意見	-
37	中川委員			多様な主体との「協働」の原則（行政とNPOは対等、相互理解が必要、公開が原則）などを記載してはどうか。（これまで非営利活動に特化してきた印象だが、今後は、行政とNPOだけでなく、ソーシャルビジネスや企業のサステナビリティ活動、教育、福祉、芸術など、様々な分野の境目なく取り組み広げてゆく必要があるため）特にプラザについては、複合施設となることで相乗効果を高める準備を進められるよう、基本計画に書き込めると良い。民間には連携や協働が求められており、少子高齢化や財源縮小の厳しい環境を鑑み、可能であれば、仙台市と調整し、類似施設についての機能分担等をしっかり書き込めると、県民、市民へのサービスとして効率化、適正化が図られるのではないか。	後日追加意見	-

その他

38	佐々木委員	-	-	利府町の総合計画には以下の三種類がある。詳細な全体版・要所を抜粋した概要版・子ども向け版	R7.8.1 委員会意見	検討事項とする。
----	-------	---	---	--	-----------------	----------